# 仕 様 書

#### 1 広告を掲出することができる位置及び面積

別添図面のとおりとし、①壁面、②パンフレットスタンド(2台分)について別々に応募することができる。

なお、県が用意するパンフレットスタンドの種類及び台数は次のとおりする。

- ·種類 KOKUYO製 ZR-PS64N (A4版4列4段)
- 台数 2 台

#### 2 広告の規格

①壁面への広告 (ポスター等)

原則として、B1縦サイズ以内

ただし、広告を掲出することができる部分のうち、B1サイズ複数枚を連続して表示可能な部分においては、当該部分を一体的に利用することにより上記サイズ以上の広告を掲出することができる。

②パンフレットスタンドへの広告 (パンフレット等)

A4サイズ以内

### 3 広告の数量

壁面は使用許可に係る範囲内、パンフレットスタンドはその収容能力の範囲内 において、特に制限しない。

## 4 特記事項

- ・壁面への広告は、安全が確保される状態で壁面に固定すること。
- ・電気を使用して広告効果を高めることはできない。
- ・パンフレットスタンドへのパンフレット補充等、広告の維持管理は広告取扱業者が 行うものとする。